

安全データシート (SDS)

1 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名

発泡剤 添加剤

会社情報

供給者の会社名称

ナガセルータック株式会社

担当部署

品質保証・環境対策部

住所

〒598-0094 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート南 1-6

電話番号

072-466-7711

Fax 番号

072-466-7877

緊急連絡電話番号

上記に同じ

推奨用途

反応促進剤

使用上の制限

上記の用途以外の使用はしない。

2 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体

区分 2

健康有害性

急性毒性（経口）

区分 4

眼に対する重篤な損傷性／

眼刺激性

区分 2A

生殖毒性

区分 1B

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

区分 1(視覚器全身毒性 中枢神経系)

区分 3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

区分 1(視覚器中枢神経系)

区分 2(血液系)

上記で記載がない危険有害性は、
区分に該当しないか分類できない。

環境有害性

水生環境有害性 短期（急性）

分類できない

GHS ラベル要素
絵表示注意喚起語
危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H302 飲み込むと有害
H319 強い眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、中
枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障
害のおそれ

注意書き

[安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこ
と。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざ
けること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用するこ
と。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243) 粉じん/
煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
(P260)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避け
ること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこ
と。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
(P280)
飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡するこ
と。(P301+P312)
皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全
て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
(P303+P361+P353)

[応急処置]

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

(P308+P311)

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)

気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)

特別な処置が必要である。(P321)

口をすすぐこと。(P330)

眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)

火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

[保管 (貯蔵)]

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

施錠して保管すること。(P405)

[廃棄]

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

他の危険有害性

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込むと有害

強い眼刺激

眠気又はめまいのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器、血液系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、肝臓、脾臓の障害のおそれ

3 組成及び成分情報**化学物質・混合物の区別**

混合物

組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示 整理番号			濃度又は濃度範囲 (wt%)
		化審法	安衛法	化管法	
メチルアルコール	67-56-1	2-201	既存	非該当	93
イソプロピルアルコール	67-63-0	2-207	既存	非該当	7

4 応急措置**ばく露経路による応急措置**

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石酸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

急性症状の最も重要な徴候症状

飲み込むと有害

強い眼刺激

眠気又はめまいのおそれ

中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害

遅発性症状の最も重要な徴候症状

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器、血液系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、肝臓、脾臓の障害のおそれ

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。

医師に対する特別な注意事項

咳、頭痛、めまい、息切れ、嘔吐、下痢、腹痛、意識喪失等の症状が、遅れて発現することがあり、医学的な経過観察が必要である。

5 火災時の措置

適切な消火剤

水噴霧、散水、粉末消火剤、耐アルコール泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂を使用する。

使ってはならない消火剤

火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。

火災時の特有の危険有害性

極めて燃えやすい。熱、裸火、火花で容易に引火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物（一酸化炭素、ホルムアルデヒド等）が発生する可能性がある。

特有の消火方法

散水により火災が広がる可能性があるため、上記の適切な消火剤を用いて消火すること。

火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出した場所の周辺のロープ等を張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8 ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

屋内での漏出の場合は、窓、ドア等を開け、十分に換気すること。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

漏出した場所は、滑りやすいため注意する。

環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
漏出物を直接下水に流さないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。
少量の場合、ウエス、雑巾等によく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。
大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。
取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	「8 ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
安全取扱注意事項	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 取り扱いは、換気の良い場所で行う。 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 吸入、皮膚接触を防ぎ、適切な保護具を着用する。
接触回避 衛生対策	熱、裸火、熱源、発火源等 取扱い後は石鹼を用いてよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

保管

技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気が滞留しないようにする。
混触禁止物質 保管条件	酸化剤、有機過酸化物、過酸化水素等 直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。
安全な容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8 ばく露防止及び保護措置

管理濃度

- 200 ppm (メタノール)
- 200 ppm (イソプロピルアルコール)

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的指標)

- | | |
|-----------------------|--|
| ACGIH TLV-TWA (2021) | 200 ppm、262 mg/m ³ (メタノール) |
| | 200 ppm、492 mg/m ³ (イソプロピルアルコール) |
| ACGIH TLV-STEL (2021) | 250 ppm、328 mg/m ³ (メタノール) |
| | 400 ppm、984 mg/m ³ (イソプロピルアルコール) |
| 日本産業衛生学会 (2020) | 200 ppm、260 mg/m ³ (メタノール) |
| | 400 ppm、980 mg/m ³ (最大許容濃度。常時この濃度以下に保つこと。)(イソプロピルアルコール) |

厚生労働大臣が定める濃度の基準

- | | |
|--------------|-------------------|
| 8時間濃度基準値 | 未設定 (メタノール) |
| | 未設定 (イソプロピルアルコール) |
| 短時間濃度基準値/天井値 | 未設定 (メタノール) |
| | 未設定 (イソプロピルアルコール) |

設備対策

- 製造者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用する。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 蒸気の発生源を密閉にする設備または、局所排気を設ける。
- 取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。
- 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。

保護具

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 呼吸用保護具 | 防毒マスク (有機ガス用)、送気マスク。空気呼吸器を着用する。 |
| 手の保護具 | 耐油性の保護手袋を着用する。 |
| 眼及び/又は顔面の保護具 | 眼に入る恐れがある場合、ゴーグル型保護眼鏡や保護面を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 保護長靴、保護衣、保護エプロン (静電気防止対策用) 等を着用する。 |

特別な注意事項

- 情報なし

9 物理的及び化学的性質

- | | |
|---------------|--------|
| 物理状態 | 液体 |
| 形状 | 液体 |
| 色 | 無色透明 |
| 臭い | アルコール臭 |
| 融点/凝固点 | -90℃ |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲 | 65～83℃ |

可燃性	可燃性
爆発限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし
引火点	12°C (タグ密閉式)
自然発火点	450°C
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	水に可溶 有機溶剤に可溶
<i>n</i> -オクタノール／水分配係数 (log 値)	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び／又は相対密度	0.79
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	該当しない

10 安定性及び反応性

反応性	通常の手扱い条件下では安定である。
化学的安定性	通常の手扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	通常の手扱い条件下では危険有害反応を起こさない。 酸化剤と激しく反応し、火災、爆発を起こす。
避けるべき条件	熱、裸火、熱源、発火源等
混触危険物質	酸化剤、有機過酸化物、過酸化水素等
危険有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物（一酸化炭素、ホルムアルデヒド等）が発生する可能性がある。

11 有害性情報

製品の有害性情報に

急性毒性（経口）	急性毒性推定値が 1470.0415796mg/kg のため区分 4 とした。
急性毒性（経皮）	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。
急性毒性（吸入：ガス）	GHS 定義による気体ではない。
急性毒性（吸入：蒸気）	急性毒性推定値が 22809.3996827ppm のため区分 5 とした。 JIS Z 7252 に採用されていないため区分 5 から区分に該当しないに変更。
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激	眼区分 2 の成分合計が 100%のため、区分 2A とした。

性		
呼吸器感作性又は皮膚感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		区分 1B の成分が 93%のため、区分 1B とした。
授乳影響		データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）		区分 1(全身毒性)の成分が 7%のため、区分 2(全身毒性)とした。
		区分 1(中枢神経系)の成分が 7%のため、区分 2(中枢神経系)とした。
		区分 1(視覚器)の成分が 93%のため、区分 1(視覚器)とした。
		区分 1(全身毒性)の成分が 93%のため、区分 1(全身毒性)とした。
		区分 1(中枢神経系)の成分が 93%のため、区分 1(中枢神経系)とした。
		区分 3(麻酔作用)の成分合計が 93%のため、区分 3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）		区分 1(血液系)の成分が 7%のため、区分 2(血液系)とした。
		区分 1(視覚器)の成分が 93%のため、区分 1(視覚器)とした。
		区分 1(中枢神経系)の成分が 93%のため、区分 1(中枢神経系)とした。
		※区分 2(肝臓)は 7%含まれる。
		※区分 2(呼吸器)は 7%含まれる。
		※区分 2 僻臓)は 7%含まれる。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12 環境影響情報

製品の環境影響情報

生態毒性		
水生環境有害性	短期（急性）	(毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 の成分合計が 0%のため、区分に該当しないとした。
水生環境有害性	長期（慢性）	(毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 の成分合計が 0%のため、区分に該当しないとした。
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし

土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない

13 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
残留物は爆発の危険がある。汚れたドラム缶を穿刺、切削または溶接しないこと。ドラム回収業者または金属生産業者へ送ること。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
残余廃棄物を含む排水は、環境や、下水等に廃棄しないこと。

14 輸送上の注意

国際規制

陸上輸送（ADR/RID の規定に従う）

国連番号	1993
品名（国連輸送名）	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	3
副次危険性	-
容器等級	II

海上輸送（IMO の規定に従う）

国連番号	1993
品名（国連輸送名）	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	3
副次危険性	-
容器等級	II
海洋汚染物質（該当・非該当）	非該当
IBC コード（該当・非該当）	非該当

航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）

国連番号	1993
品名（国連輸送名）	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	3

副次危険性	-
容器等級	II

国内規制

陸上規制情報	消防法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法に従う
海洋汚染物質	該当しない
航空規制情報	航空法に従う

緊急時応急措置指針番号：128

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

輸送に際しては、容器の転倒、落下、破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。衝撃を与える、引きずる等の乱暴な扱いをしない。

車両等によって運搬する場合は、荷送人は運搬人に対して事故時の応急措置を記載した文書（イエローカード）を携帯させる。

ローリー、運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。

第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスと混載しない。

15 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質審査規制法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
化学物質排出把握管理促進法	該当しない
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)： ・プロピルアルコール ・メタノール 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)： ・プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780) ・メタノール(安衛則別表第2の番号:2006) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9

号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

・メタノール

消防法	第4類引火性液体、第一石油類
毒物及び劇物取締法	該当しない
大気汚染防止法	特定物質（法第17条第1項、施行令第10条） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	有害液体物質（Y類物質） （施行令別表第1メチルアルコール） 有害液体物質（Z類物質） （施行令別表第1イソプロピルアルコール） 有害液体物質（X類同等の物質）（環境省告示第148号第1号）
航空法	引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
船舶安全法	引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・引火性液体類（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出承認貨物・特定有害廃棄物等（法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項）

16 その他の情報

- ・この情報は、新しい知見および試験等により改定されることがあります。
- ・本書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、安全性等の情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・注意事項は通常の手扱いを対象としたものなので、特殊な手扱いをする場合には、新たな用途用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
- ・製品を構成するすべての化学品には、未知の有害性があり得るため、手扱いには細心の注意が必要です。ご使用各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるよう、お願い申し上げます。